

独立行政法人農業者年金基金の
中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会

独立行政法人農業者年金基金の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

(大項目◎、中項目○、小項目◇)

中期目標項目	中期計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>中項目の総数：5 評価Aの項目数：5×2点=10点 評価Bの項目数：0×1点=0点 評価Cの項目数：0×0点=0点 合計 10点 (10/10=100%)</p> <p>【当該評価を行うに至った経緯等】 法人の中期計画項目である「業務運営の効率化による経費の抑制」、「業務運営の効率化」、「組織運営の合理化」、「業務運営能力の向上等」、「評価・点検の実施」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たって、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p>	A
1 運営経費の抑制	1 業務運営の効率化による経費の抑制	○1 業務運営の効率化による経費の抑制	<p>指標の総数：14 評価aの指標数：14×2点=28点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 28点 (28/28=100%)</p>	A
一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。	(1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%	◇一般管理費 【平成15年度から平成19年度の指標】 （一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比） a：削減率の達成度合が90%以上であった	<p>【事業報告】 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、平成14年度比13%抑制する計画に対し、実績では16.0%の抑制を達成した。 事業費については、基幹業務記録システム及び電子情報提供システム等の一般競争入札の実施、計画的な物資の調達等により経費を節減し、平成14年度比13%以上抑制する計画に対し、実績では21.1%の抑制を達成した。</p>	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度

以上抑制する。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。

- b : 削減率の達成度合が50%以上90%未満であった
- c : 削減率の達成度合が50%未満であった

◇事業費
【平成15年度から平成19年度の指標】

(事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比)

- a : 削減率の達成度合が100%以上であった
- b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった
- c : 削減率の達成度合が70%未満であった

(単位:千円)

	14年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率
一般管理費	1,660,933	1,444,510	△13.0%	1,395,891	△16.0%
事業費	3,310,842	2,712,302	△18.1%	2,610,897	△21.1%

(参考) (単位:千円)

	14年度実績	19年度実績	抑制率
一般管理費	1,553,920	1,395,891	△10.2%
事業費	3,294,179	2,610,897	△20.7%

また、随意契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札へ移行することとした「随意契約見直し計画」を平成19年12月に策定し、基金が行う契約事務の適格性について審査するため、平成20年2月に契約審査委員会を設置した。

【特記事項】

監事監査において、随意契約見直し計画や入札及び契約等の適正な実施状況について監査が行われ、適正に実施されている旨の報告があった(平成19年度)。

【事業報告】

人件費については、平成17年度比5.9%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行った。

【平成18年度から平成19年度の指標】

◇人件費
(人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比)

- a : 削減率の達成度合が100%以上であった
- b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった
- c : 削減率の達成度合が70%未満であった

なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏

(2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、人件費について5%以上の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。)を行う。なお、現中期目標期間が終了する19年度末

a
19年度
a

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

18年度
a
19年度
a

まえた給与体系の見直しを進める。

また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に平成14年度比で13%以上抑制する。

まで（平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

【平成18年度の指標】

（国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与改革の実施）

- a：給与の引下げ、俸給表の4分割等を行った
- b：給与の引下げ又は俸給表の4分割等を行った
- c：給与の引下げも俸給表の4分割等も行わなかった

【平成19年度の指標】

- a：給与の引き下げ、国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引下げを行った
- b：給与の引き下げ、国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引下げのいずれかを行わなかった
- c：給与の引き下げ、国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引下げを行わなかった

【事業報告】

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、以下の措置を講じた。

① 平成18年度及び平成19年度の各年度において、役員については本俸月額を1.4%引下げ、職員については俸給月額を1%引下げ（平成18年度から毎年度段階的に俸給月額を引き下げ、平成22年度までの5年間に、役員は平均6.7%、職員は平均4.8%の引下げを行う。）、この引下げに伴う現給保障措置は行わなかった。

② 平成18年度において、きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸の4分割を行うとともに、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分（5段階）を設けることにより、職員の勤務実績が適切に反映される昇給制度を導入した。

さらに、給与水準の適正化及び人件費削減のため、

① 役員において、国家公務員の月例給の改定はなかったが、平成19年1月から本俸月額0.6%の引下げ

② 職員において、国家公務員の月例給の改定はなかったが、平成19年1月から俸給月額1%の引下げ

平成19年度には、国家公務員において、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額が4月に遡り引上げられたが、これを行わず、平成20年1月から俸給月額1%引下げ

③ 管理職手当の支給割合の引下げ

	H17	H18	H19
部長級	20%	19%	18%
課長級	20%	19%	17%
調査役		15%	14%
課長補佐級		8%	7%

④ 平成19年度には、国家公務員においては勤勉手当0.05月の引上げが行われたが、これの据え置き等を行った。

（単位：千円）

	17年度実績	19年度実績	削減率
人件費	754,840	710,667	△5.9%

上記の取組により、平成19年度において、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が3.8ポイント低下し、106.2となった。

【特記事項】

監事監査において、対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）の現在の状況と今後の引下計画等について監査が行われ、適正に計画されている旨の報告があった（平成19年度）。

18年度

a

19年度

a

<p>2 業務運営の効率化 事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p>	<p>○2 業務運営の効率化</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数：17 評価 a の指標数：17×2点=34点 評価 b の指標数：0×1点=0点 評価 c の指標数：0×0点=0点 合計 34点 (34/34=100%)</p> </div>	<p>A</p>
	<p>(1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。</p>	<p>◇(1) 申出書等の簡素化 【平成15年度の指標】 (申出書等の簡素化を図る) a：検討が終了した c：検討が終了しなかった 【平成16年度の指標】 (様式の一本化及び改善計画に基づく必要な改善) a：様式の本化及び改善を行った b：どちらか一方しか行わなかった c：様式の本化及び改善を行わなかった 【平成18年度の指標】 (特例付加年金裁定請求書等の様式の制定) a：特例付加年金裁定請求書等の様式を定め、手続きが円滑に行えるよう研修会等を実施した b：特例付加年金裁定請求書等の様式を定めたが、研修会等を実施しなかった c：特例付加年金裁定請求書等の様式を定めなかった 【平成19年度の指標】 (業務受託機関の業務量の把握、申出書等の様式の改善の検討の実施) a：業務受託機関の業務量を</p>	<p>【事業報告】 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等を簡素なものとした。</p> <p>① 平成15年度 給付関係の申出書等について、「各種申出書等改善計画」を作成した。</p> <p>② 平成16年度 給付関係申出書等について、「各種申出書等改善計画」に基づき、次のとおり申出書等の一本化及び改善を行った。 ア 新農業者老齢年金裁定請求書を繰上げ請求用と65歳到達による本来請求用の様式へ一本化(2種類→1種類) イ 現行制度の死亡関係に係る4種類の申出書を「新農業者年金被保険者・受給権者死亡関係届出書」へ一本化(4種類→1種類) ウ 現行制度と旧制度別に作成していた受給権者氏名変更届、受給権者住所・払渡機関変更届、年金証書再交付申請書を一本化(6種類→3種類) エ 旧制度の年金裁定請求書等について、農業委員会のチェック欄等を設ける等の改善(13種類) また、資格・収納関係申出書等も、次のとおり様式の改善を行った。 ア 市町村合併に伴う住所変更は、加入者等の申出がなくても、農業委員会による合併後の住所確認を得て処理する仕組み イ 平成16年12月31日で政策支援期間が満了する区分6加入者に対する他の加入区分への変更を行う新様式を定め、JAを経由し加入者に配布 ウ 未納保険料がある加入者が任意脱退の申出を行う2種類の申出書を一本化</p> <p>③ 平成18年度 新たに裁定が始まる特例付加年金の裁定請求書等の様式を定め、都道府県段階業務受託機関の担当者への研修を行い、さらに、都道府県段階業務受託機関の担当者を対象としたブロック会議において様式の周知を図った。</p> <p>④ 平成19年度 現況届の様式を改善するとともに、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」を業務受託機関の担当者が分かり易く正しい事務処理が行えるよう改正して事務処理能力の向上と業務量の軽減を図った。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 — 18年度 a 19年度 a</p>

		<p>把握するとともに、申出書等の様式改善の検討を行った</p> <p>b：業務受託機関の業務量の把握又は申出書等の様式改善の検討を行わなかった</p> <p>c：業務受託機関の業務量の把握も申出書等の様式改善の検討も行わなかった</p>		
	<p>(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。</p>	<p>◇(2) 電算システムの開発・整備と導入</p> <p>【平成15年度の指標】 (システムの積極的な導入を図るためのシステムの開発・整備に関する検討(申出書等))</p> <p>a：検討が終了した c：検討が終了しなかった</p> <p>【平成16年度の指標】 (システムの見直しの検討及び開発の着手)</p> <p>a：システム見直しの検討を行い、その開発に着手した b：システム見直しの検討を行ったが、開発に着手しなかった c：システム見直しの検討及びその開発の着手も行わなかった</p> <p>【平成17年度の指標】 (基幹業務記録システムの開発及び運用の開始)</p> <p>a：システム開発を行い、運用を開始した b：システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった c：システム開発を行わなかった</p> <p>【平成18年度の指標】</p>	<p>【事業報告】 基幹業務記録システムについては、ダウンサイジングによるシステム開発を行い、平成18年3月より運用を開始した。この開発に伴い保守・管理経費の削減が図られるとともに、基金内での自主運用の開始により効率的なシステム運用を行うことが可能となり、運用スケジュールの見直しや入力データの事前電算チェックを行うなど電算エラー件数の低減が図られた。また、オープンシステムに移行したことにより、他システムとの連携ができ、電子情報提供システムの開発、運用が容易に行えることとなった。 さらに特例付加年金の裁定事務等を機能追加し、平成19年1月より運用を開始した。 (再掲) 申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月よりその運用を開始した。</p> <p>【特記事項】 ダウンサイジングにより、基幹業務記録システムの保守・運用経費等の4割程度が削減された。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>

	<p>(特例付加年金等の裁定事務に係るシステム開発及び運用の開始)</p> <p>a : システム開発を行い、運用を開始した</p> <p>b : システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった</p> <p>c : システム開発を行わなかった</p> <p>【平成19年度の指標】 (申出書処理状況管理システムの開発及び運用の開始)</p> <p>a : システム開発を行い、運用を開始した</p> <p>b : システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった</p> <p>c : システム開発を行わなかった</p>		
	<p>【平成16年度の指標】 (電子情報提供システムの開発の検討及び個人情報保護対策)</p> <p>a : 電子情報提供システム開発の検討を行うとともにシステムの安全性の確保に関する指針の策定を行った</p> <p>b : いずれか一つしか実施しなかった</p> <p>c : いずれも実施しなかった</p> <p>【平成17年度の指標】 (電子情報提供システムの開発の検討及び開発の着手)</p> <p>a : システム開発の検討を行い、その開発に着手した</p> <p>b : システム開発の検討を行ったが、開発に着手しなかった</p> <p>c : システム開発の検討及び開発の着手を行わなかった</p>	<p>【事業報告】 電子情報提供システムについては、被保険者・受給権者検索システム及び年金額・死亡一時金試算システムを平成18年12月より、申出書・連絡票作成支援システムを平成19年3月より、運用を開始した。</p> <p>さらに、申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月よりその運用を開始した。</p> <p>これらシステムの運用に伴い、被保険者等の最新の年金加入状況や年金見込額が業務受託機関の窓口においても確認でき、被保険者及び受給権者等に対する相談指導の効果的実施及びサービスの向上が図られた。</p>	<p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p>

	<p>た</p> <p>【平成18年度の指標】 (電子情報提供システム(被保険者名簿等照会システム、申出書作成支援システム及び年金額試算システム)の開発及び運用の開始)</p> <p>a : システム開発を行い、運用を開始した</p> <p>b : システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった</p> <p>c : システム開発を行わなかった</p>		
	<p>【平成17年度の指標】 (情報セキュリティポリシーの実施状況の評価及び見直し)</p> <p>a : セキュリティポリシーの実施状況の評価を行い、システム開発に伴う見直しを行った</p> <p>b : セキュリティポリシーの実施状況の評価を行ったが、システム開発に伴う見直しを行わなかった</p> <p>c : セキュリティポリシーの実施状況の評価及びシステム開発に伴う見直しを行わなかった</p> <p>【平成18年度の指標】 (情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及び見直し)</p> <p>a : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、システム開発に伴う見直しを行った</p> <p>b : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行ったが、システム開発に伴う見直しを行わなかつ</p>	<p>【事業報告】</p> <p>情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の調査・リスク分析等を行った上で、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」等を策定し、各システムの運用開始に伴う必要な一部改正を行った。また、情報セキュリティポリシーの実施状況の評価のため、平成17年度より外部機関による監査を実施した。</p> <p>外部監査での指摘事項を踏まえて、情報セキュリティに対する組織的な取り組みや情報セキュリティの確保、個人情報の保護に関する業務の担当部署の明確化及び一元化を図るため、システム開発課を改称し情報管理課にするとともに、情報セキュリティ委員会を定期的に関催し、情報セキュリティ対策上の必要事案を審議、決定するすることとした。</p>	<p>17年度 a</p> <p>18年度 a</p> <p>19年度 a</p>

		<p>た</p> <p>c : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及びシステム開発に伴う見直しを行わなかった</p> <p>【平成19年度の指標】 (情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及び見直し)</p> <p>a : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、所要の見直しを行った</p> <p>b : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行ったが、所要の見直しを行わなかった</p> <p>c : セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及び所要の見直しを行わなかった</p>		
<p>(3) 申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p>		<p>◇ (3) 実務者用マニュアルの見直し</p> <p>【平成15年度の指標】 (申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう業務受託機関担当者用のマニュアルについて必要に応じて見直しを行う)</p> <p>a : マニュアルについて必要な見直しを行った</p> <p>c : 必要な見直しが終了しなかった</p> <p>【平成16年度の指標】 (必要事項が容易に検索できるマニュアルのホームページへの掲載)</p> <p>a : 容易に検索出来るマニュアルをホームページ上に掲載した</p> <p>b : 容易に検索出来るマニュアルをホームページ上に</p>	<p>【事業報告】 農業者年金業務に関するマニュアル（農業者年金の制度と実務）について、記述内容を簡潔にするとともにポイント部分をカラー化して見やすくした他、記述内容の検索を容易にするために目次の整理と細分化を図る等体系的に整理し、</p> <p>① 新制度被保険者資格編 ② 新制度保険料編 ③ 旧制度給付編</p> <p>として平成16年3月にホームページに掲載した。 このうち、旧制度給付編については、新たに給付関係に係る用語辞典及び疑問点から回答が解るような逆引き索引も併せて掲載した。 また、現行制度の「平成13年改正法の施行に伴う農業者年金給付関係の事務処理上の留意事項」についても記述内容を簡潔にし、平成15年10月にホームページに掲載した。 平成16年度には農業者年金受給相談の手引（旧制度編）をホームページに掲載するとともに、当該マニュアルとリンクさせ、支給停止事由及び支給停止除外事由に係る個別案件のQ&Aが容易に検索できるようにした。 さらに、当該マニュアルについては、索引から用語の説明及び必要事項が容易に検索できるようにした。</p>	<p>15年度 a 16年度 a</p>

		掲載するまでに至らなかった c : マニュアルをホームページに掲載しなかった											
3 組織運営の合理化 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の確かな見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。	3 組織運営の合理化	○3 組織運営の合理化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 6 評価 a の指標数 : 6 × 2 点 = 12 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 12 点 (12/12=100%)</p> </div>	A									
	(1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。 また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。	<p>【平成15年度の指標】 ◇課の統合及び電算システム開発・整備担当部署の明確化（組織の見直しを行い収納課と適用課とを統合して1課削減） a : 計画どおり1課削減した c : 削減しなかった</p> <p>【平成15年度の指標】 （業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化） a : 明確化した c : 明確化しなかった</p>	<p>【事業報告】 農業者年金制度に係る事務量の推移の確かな見通しに基づき組織体制の見直しを行った。 ① 平成15年度 被保険者の資格審査等事務を行う適用課と保険料の徴収等の事務を行う収納課を統合して適用・収納課とし1課を削減した。 また、業務全般の電算システムの開発・整備に関する取り組みを強化するため、電子計算業務室の行う業務に、新たに、情報システムに係る企画調整、開発及び運用に関する事務を追加し明確化するとともに、システム開発課と改組した。さらに、数理役の行う事務に情報技術に関する事務処理を追加し、数理・情報技術役に変更した。 ② 平成19年度 システム開発課の行う事務に個人情報の保護及び情報セキュリティに関する事務を追加し、情報管理課と改組した。</p>	15年度 a									
	(2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までに82人とする。	<p>【平成16年度から平成19年度の指標】 ◇職員の削減 a : 計画どおり順調に実施された b : 概ね計画どおり順調に実施された c : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告】 常勤職員数については、中期計画どおり、中期目標期初の87人を、平成19年度末に82人に削減した。</p> <p>○常勤職員数の推移 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87</td> <td>85</td> <td>84</td> <td>83</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度末現在</p>	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	87	85	84	83	82
平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度									
87	85	84	83	82									
			コンプライアンス委員会設置規程を平成20年3月28日に制定し、同委員会に										

<p>4 業務運営能力の向上等 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ円滑に行われるよう、期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>4 業務運営能力の向上等</p>	<p>○4 業務運営能力の向上等</p>	<p>においてコンプライアンスの推進等について審議するとともに、意見・提言を行うこととした。</p>	<p>A</p>																														
<p>(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回（過去の実績：毎年度1回）実施する。 また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用する。</p>			<p>◇(1) 農業者年金基金職員に対する研修 （年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施） 【平成15年度の指標】 a：研修を実施した c：研修を実施しなかった 【平成16年度から平成19年度の指標】 a：計画どおり実施された b：一部計画どおり実施出来なかった c：計画どおり実施出来なかった</p> <p>【事業報告】 毎年度4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、資格・給付業務の内容等に関する研修を実施した。</p> <p>【特記事項】 平成19年度において、制度の理解が図られた。</p> <p>○参加人数 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1198 798 1780 885"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	4	24	22	22	21	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>																				
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																														
4	24	22	22	21																														
<p>（専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施） 【平成15年度の指標】 a：研修を実施した c：研修を実施しなかった 【平成16年度から平成19年度の指標】 a：計画どおり実施された b：一部計画どおり実施出来</p>			<p>【事業報告】 年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門研修を実施した。</p> <p>○参加人数(延べ) (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1244 1960 1436"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産運用</td> <td>32</td> <td>120</td> <td>112</td> <td>127</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>経営継承等</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ</td> <td></td> <td>83</td> <td></td> <td>81</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>加入推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	資産運用	32	120	112	127	151	経営継承等	19	22	36	37	26	情報セキュリティ		83		81	69	加入推進					19	<p>15年度</p>
研修名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																													
資産運用	32	120	112	127	151																													
経営継承等	19	22	36	37	26																													
情報セキュリティ		83		81	69																													
加入推進					19																													

なかった
c : 計画どおり実施出来なかつた

(年金資産の運用に携わる職員について民間の機関が主催する研修への参加)

【平成15年度の指標】

a : 研修等に参加させた
c : 研修等に参加させなかつた

【平成16年度～19年度の指標】

a : 計画どおり実施された
b : 一部計画どおり実施出来なかつた
c : 計画どおり実施出来なかつた

- 主な研修内容
- ・資産の運用関係
オルタナティブ投資、運用手法、政策アセットミクス等運用理論の基礎
年金ALM（資産と負債の総合管理）の概要
資産運用の理論等
 - ・経営移譲及び経営継承関係
経営移譲・経営継承の内容・方法、経営移譲年金の支給停止
経営継承に伴う特定農業用施設等の処分内容の確認方法について
集落営農と農業者年金の関係
経営継承と税制について
農地制度の現状と今後の方向性について
 - ・情報セキュリティ関係
個人情報保護法及び情報セキュリティ
 - ・加入推進関係
加入推進の手法について

【事業報告】

年金資産の運用に携わる職員等について、民間機関の研修等を受講させた。

○参加人数 (単位:人)

研修等名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産の運用	5	7	7	7	4

その他の研修への参加

○参加人数 (単位:人)

研修等名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
その他の研修			1	7	9

○研修内容

- ・独立行政法人の評価・監査業務に関する研修
- ・システムアドミニストレータ研修
- ・情報公開及び個人情報保護関係研修
- ・甲種防火管理研修
- ・年金数理人会実務研修

a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

(2) 業務受託機関担当者
業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。

① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

◇(2) 業務受託機関担当者
① 円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施
【平成15年度の指標】
a：研修等を行った
c：研修等を行わなかった
【平成16年度から平成19年度の指標】
a：計画どおり実施された
b：一部計画どおり実施出来なかった
c：計画どおり実施出来なかった

【事業報告】

1 4月又は5月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、各年度に取り組むべき、
○年度計画及び業務実施重点事項
○加入推進
○資格・給付関係事務
○電子情報提供システム
等を内容とする担当者会議を開催した。
また、平成18年度及び19年度については、1月にも、当該担当者等を対象者として会議を開催した。

○参加人数 (単位:人)

	16年度	17年度	18年度	19年度
担当者会議第1回	236	231	218	224
担当者会議第2回			122	135

2 平成16年度以降、毎年度6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、
○農業者年金制度概論
○加入推進の意義と具体的な取組事例
○年金資産の運用と付金の仕組み
○年金給付
等を内容とする新任担当者研修会を開催した。
また、
① 平成18年9月に新たに裁定が始まる特例付加年金の手続きが円滑に行えるようにするため
② 同11月に農業者年金加入対象者等からの資金運用に関する照会に的確に対応できるようにするため
③ 平成19年11月に農業者年金業務のスキルアップを図るようするため
都道府県段階の業務受託機関の担当者及び相談員を対象として研修会を開催した。

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

○参加人数 (単位:人)

研修名	16年度	17年度	18年度	19年度
新任担当者	55	47	45	65
特例付加年金			134	
資金運用			84	
スキルアップ				61

- 3 毎年度10月に、全国を6つのブロックに分け、年度後半の加入推進等の取組を強化するため都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、
- 加入推進について
 - 年金業務について
 - 年金資産の運用状況について
- 等を内容とする担当者会議を開催した。

【特記事項】

平成19年度の新任担当者研修会及びスキルアップ研修会において、制度の理解が得られた。

○参加人数 (単位:人)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
192	188	207	206	203

【事業報告】

毎年度、都道府県段階の業務受託機関に対して開催した担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。

(単位:件、人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
派遣依頼件数	29	70	114	148	114
派遣件数	29	70	114	148	114
派遣人数	43	102	148	204	139

【特記事項】

対応割合：100%（毎年度）

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、全ての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

② 市町村段階の受託機関の担当者等を対象とした研修等（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣）

【平成15年度の指標】

- a：指導及び役職員の派遣を行った
- c：指導及び役職員の派遣が不十分であった

【平成16年度から平成19年度の指標】

- a：講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった
- b：講師派遣依頼に対する対

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

		<p>応割合が50%以上90%未満であった</p> <p>c : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった</p>		
		<p>【平成19年度の指標】 (リーダーを対象とした研修会の開催)</p> <p>a : 計画どおり実施された</p> <p>b : 一部計画どおり実施出来なかった</p> <p>c : 計画どおり実施出来なかった</p>	<p>【事業報告】 平成19年度においては、6月から12月まで、都道府県業務受託機関との共催により、市町村段階における地区別加入推進班活動の指導的役割を担う「加入推進部長」を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者年金の概要と加入推進の取組み ○ 各地における加入推進の取組事例 ○ 保険料助成と経営継承 ○ 外部からみた農業者年金制度の評価 ○ 外部講師による今後の農業情勢に関する講演 <p>等を内容とする特別研修を全国15カ所で開催した。 参加者：1,437人</p>	19年度 a
5 評価・点検の実施	5 評価・点検の実施	○ 5 評価・点検の実施		
			<p>指標の総数：10</p> <p>評価 a の指標数：10 × 2 点 = 20 点</p> <p>評価 b の指標数：0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 c の指標数：0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 20 点 (20 / 20 = 100%)</p>	A
(1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。	(1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。	◇ (1) 運営評議会の開催 【平成15年度の指標】 a : 業務運営に適切に反映させた c : 業務運営への反映が不十分であった 【平成16年度から平成19年度の指標】 (運営評議会の年2回以上の開催と、意見の業務運営への反映) a : 2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた b : 2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させ	<p>【事業報告】 毎年度、9月ないし10月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、前年度の業務実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、翌年度の計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定農業者、重点市町村の加入対象者、新制度に未加入の旧制度待期者及び特例脱退一時金受給者等への農業者年金のメリットを説明するダイレクトメールの発送 ② 年金資産の運用を分かりやすく説明するリーフレットの作成 ③ 年金資産の構成割合、四半期毎の運用成績のホームページでの公表 ④ 15年度の新規加入者を対象とした、加入の動機、加入に結びついた活動内容等を把握するアンケート調査の実施 ⑤ 地域の実情に応じた加入推進を支援するため、「のうねん加入推進事例集」の作成 ⑥ 地方農政局等広報誌、農業関係誌、農業関係新聞3紙によるPR 	15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a

なかった又は1回しか開催しなかった
c: 開催しなかった

- ⑦ 普及員研修会、認定農業者サミット、JA全国女性大会等の場を活用した制度のPR
- ⑧ 社会保険労務士やファイナンシャル・プランナーによる公的年金の概要説明及び農業者年金の利点を紹介した広報資料による制度普及推進
- ⑨ 各都道府県農政事務所へ制度PRの協力要請
- ⑩ 全国担い手育成総合支援協議会主催の担当者会議での説明
- ⑪ 農業共済組織等と連携した制度PRと加入推進活動の協力要請(39回)
- ⑫ 「加入推進取組のお願い」を全国の加入推進部長に送付等を行った。

○ 運営評議会開催年月日

第1回	H15.10.27	第6回	H18.3.24
第2回	H16.3.23	第7回	H18.9.22
第3回	H16.6.21	第8回	H19.3.22
第4回	H17.3.22	第9回	H19.9.19
第5回	H17.9.20	第10回	H20.3.21

(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理についての審査指導については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。

(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての審査指導について
① 要件審査等の遂行状況、
② 加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県(平成14年度実績14道府県)において計画的に実施する。

◇(2) 審査指導の実施
【平成15年度～平成19年度の指標】

- a: 審査指導実施の達成度合が100%以上であった
- b: 審査指導実施の達成度合が70%以上100%未満であった
- c: 審査指導実施の達成度合が70%未満であった

【事業報告】

委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、47都道府県の業務受託機関を対象に審査指導を実施した。

○ 審査指導実施市町村該当都道府県数(単位:都道府県)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
23	25	23	25	23

【特記事項】

達成度合: 100%(毎年度)

15年度 a
16年度 a
17年度 a
18年度 a
19年度 a

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと

◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと

中項目の総数: 3
評価Aの項目数: 3 × 2点 = 6点

	るべき措置	るべき措置	<p>評価Bの項目数：0×1点=0点 評価Cの項目数：0×0点=0点 合計 6点（6/6=100%） 【当該評価を行うに至った経緯等】 法人の中期計画項目である「農業者年金事業」、「年金資産の安全かつ効率的な運用」、「制度の普及推進」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たって、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p>	A																																				
<p>1 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>○1 農業者年金事業</p>	<p>指標の総数：26 評価aの指標数：25×2点=50点 評価bの指標数：1×1点=1点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 51点（51/52=98%）</p>	A																																				
	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更に即した申出書等の速やかな提出を働きかける。</p>	<p>◇(1) 被保険者資格の適正な管理 【平成15年度の指標】 （適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録との整合性をシステム上で図るための両記録の突合準備） a：両記録の突合準備が完了した c：両記録の突合準備が完了しなかった 【平成16年度の指標】 （適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録との突合） a：複数回突合を行った b：1回しか突合しなかった c：突合しなかった</p>	<p>【事業報告】 ア 平成15年度 平成16年度からの実施に向けて、農業者年金と国民年金の被保険者記録を突合するシステム突合システムを構築した。 イ 平成16～19年度 平成16年10月に1回目の突合を行い、平成17年度からは毎年5月と11月に突合を行い、不整合となっている加入者等に業務受託機関を通じて届出書の提出等の働きかけを行った。</p> <p>○平成18年5月以降における突合の不整合者数及び減少数（単位：人、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年5月</th> <th>18年11月</th> <th>19年5月</th> <th>19年11月</th> <th>対象数の計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>81,025</td> <td>81,755</td> <td>84,045</td> <td>84,720</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>不整合者数</td> <td>4,443</td> <td>4,117</td> <td>4,329</td> <td>(4,122)</td> <td>12,889</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月経過後の不整合者数</td> <td>—</td> <td>3,161</td> <td>2,952</td> <td>2,671</td> <td>8,784</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td>—</td> <td>1,282</td> <td>1,165</td> <td>1,658</td> <td>4,105</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>—</td> <td>28.9%</td> <td>28.3%</td> <td>38.3%</td> <td>31.8%</td> </tr> </tbody> </table>		18年5月	18年11月	19年5月	19年11月	対象数の計	対象者数	81,025	81,755	84,045	84,720	—	不整合者数	4,443	4,117	4,329	(4,122)	12,889	6ヶ月経過後の不整合者数	—	3,161	2,952	2,671	8,784	減少数	—	1,282	1,165	1,658	4,105	減少率	—	28.9%	28.3%	38.3%	31.8%	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 b 19年度 a</p>
	18年5月	18年11月	19年5月	19年11月	対象数の計																																			
対象者数	81,025	81,755	84,045	84,720	—																																			
不整合者数	4,443	4,117	4,329	(4,122)	12,889																																			
6ヶ月経過後の不整合者数	—	3,161	2,952	2,671	8,784																																			
減少数	—	1,282	1,165	1,658	4,105																																			
減少率	—	28.9%	28.3%	38.3%	31.8%																																			

【平成17年度の指標】

(適切な年金給付を行うため、
 農業者年金被保険者資格記録
 と国民年金の被保険者記録と
 の突合及び業務受託機関を通
 じた申出書等の提出の働きか
 け)

- a : 複数回突合を行い、働き
 かけを行った
- b : 複数回突合を行たが、働
 きかけを行わなかった
- c : 突合を行わなかった

【平成18年度の指標】

- a : 複数回の突合及び働きか
 けの実施により、不整合
 者の減少率が30%以上で
 あった
- b : 複数回の突合及び働きか
 けを実施したが、不整合
 者の減少率が10%以上30
 %未満であった
- c : 複数回の突合及び働きか
 けを実施したが、不整合
 者の減少率が10%未満で
 あった

※5月突合時に不整合であっ
 た者の11月突合時における
 状況を把握した上で評価す
 るものとする。

【平成19年度の指標】

- a : 複数回の突合及び働きか
 けの実施により、不整合
 者の減少率が30%以上で
 あった
- b : 複数回の突合及び働きか
 けを実施したが、不整合
 者の減少率が10%以上30
 %未満であった
- c : 複数回の突合及び働きか
 けを実施したが、不整合
 者の減少率が10%未満で
 あった

※なお、5月、11月突合時に

【特記事項】

なお、不整合の事由には、加入年月日の違いなどの資格記録の不整合、記号
 番号違い、国民年金付加保険料の記録なしなどがあるが、国民年金付加保険料
 に関する不整合については、農業者年金の適切な給付に影響を及ぼすことがな
 いことから、当該項目を対象外とする。

○付加保険料に関する項目を除いた不整合者数

(単位：人、%)

	18年5月	18年11月	19年5月	19年11月	計
不整合者	1,758	1,484	1,621	(1,227)	4,863
6ヶ月経過後 の不整合者数	—	1,272	1,152	904	3,328
減少数	—	486	332	717	1,535
減少率	—	27.6%	22.4%	44.2%	31.6%

不整合であった者の前回突合時からの改善状況を把握した上で評価するものとする。

(適切な年金給付を行うため、業務受託機関に対して、資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけ)

【平成15年度の指標】

a : 連絡、働きかけを行った
c : 連絡、働きかけが不十分であった

【平成16年度から平成19年度の指標】

a : 資格喪失が見込まれる者のリストを作り、働きかけを行った
b : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成したが、働きかけを行わなかった
c : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成しなかった

【平成16年度の指標】

(政策支援区分6の者の区分変更等が円滑に行えるよう十分な情報提供)

(平成16年度限り)

a : 対象者の継続加入の割合が90%以上であった
b : 対象者の継続加入の割合が50%以上90%未満であった
c : 対象者の継続加入の割合が50%未満であった

【事業報告】

政策支援加入者のうち、要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関へ送付し、務受託機関を通じて必要な申出書の提出等の働きかけを行った。

○リストを送付した件数 (単位: 人、農委)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
対象者数	822	25,396	10,059	6,054	3,219
受託機関数	550	4,025	2,100	2,079	1,455

15年度 a
16年度 a
17年度 a
18年度 a
19年度 a

【事業報告】

区分6政策支援加入者(平成16年7月末時点: 17,552名)について、個人ごとに属性等を印字した専用の申出書を作成するとともに、業務受託機関へ送付し、該当者から必要な申出書の提出が遅滞なく行われるよう働きかけを行った。
なお、継続加入の割合は厚生年金に加入したこと等による強制脱退を除いて94.2%であった(平成16年度限り)。

(単位: 人)

区分6の加入者	提出者	継続加入者		脱退者		未提出者
		15,635		強制	任意	
		通常	政策支援			
17,552	16,885	11,521	4,114	280	970	667

16年度 a

2 手続きの迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

(2) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、極力迅速に処理を行う。

また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97%（過去の実績値）以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書 60日以内
- ・年金・一時金裁定請求書 90日以内

◇(2) 申出書等の迅速な処理

【平成15年度の指標】

(標準処理期間を定め公表)
(平成15年度限り)

- a : 標準処理期間を定め公表した
- c : 標準処理期間を定めなかった

【平成15年度～19年度の指標】
(標準処理期間内での処理)

- a : 標準処理期間内での処理の達成度合が100%以上であった
- b : 標準処理期間内での処理の達成度合が70%以上100%未満であった
- c : 標準処理期間内での処理の達成度合が70%未満であった

【平成16年度の指標】

(不備のある申出書等の内容調査を行い、返戻件数が減少するよう指導)

- a : 内容調査を行い、指導を行った
- b : 内容調査を行ったが、指導を行わなかった
- c : 内容調査、指導ともに行わなかった

【平成17年度から平成19年度の指標】

(不備のある申出書等の迅速な返戻を行い、返戻件数が減少するよう指導)

- a : 迅速な返戻を行い、指導

【事業報告】

- ① 平成15年度
 - ア 申出書等の標準処理期間を定め各業務受託機関に通知するとともに、申出書等の標準処理期間を定めた旨を10月にホームページで公表した。
 - イ 平成16年2月の標準処理期間内に処理された申出書等の割合は97.2%であり、翌3月にホームページで公表した。
- ② 平成16～19年度
 - ア 毎年8月と2月に標準処理期間内に処理された申出書等の割合を調査し、その結果をそれぞれ翌月にホームページで公表した。
 - イ 各年度における標準処理期間内に処理された申出書等の平均割合は、97.7%であった。
 - ウ 審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、その都度、不備内容を明らかにした文書を添付の上、原則として審査した翌日には該当受託機関に返戻した。
返戻件数を減少させる方策として、裁定請求書を提出する際に記載内容や添付書類に漏れがないか等を最終的に確認するためのチェックシートを作成し、業務受託機関に配布・指導した。
 - エ また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、今後、申出書等の処理に当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。さらに、平成19年度においては、都道府県段階の業務受託機関が主催する市町村段階の担当者会議や研修会へ業務受託機関の依頼に応じ基金職員を講師として派遣し、返戻件数を減少させる上で注意すべき申出書等の作成方法について説明した。

○処理月別標準処理期間内処理割合 (単位:件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
H16.2	2,128	2,069	97.2
H16.8	1,606	1,553	96.7
H17.2	2,283	2,247	98.4
H17.8	1,449	1,408	97.2
H18.2	1,899	1,852	97.5
H18.8	1,511	1,474	97.6
H19.2	3,485	3,428	98.4
H19.8	2,073	2,008	96.9
H20.2	2,666	2,613	98.0
計	19,100	18,652	97.7

15年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

18年度
a

19年度
a

16年度
a

17年度
a

18年度
a

19年度
a

		<p>を行った b : 迅速な返戻を行ったが、指導を行わなかった c : 迅速な返戻、指導ともに行わなかった</p> <hr/> <p>【平成15年度の指標】 (処理された申出書等の処理状況の公表) a : 申出書等の処理状況の結果を公表した c : 申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p> <p>【平成16年度の指標】 (処理された申出書等の処理状況を公表) a : 申出書等の処理状況の結果を2回公表した b : 申出書等の処理状況の結果の公表が1回だった c : 申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p> <p>【平成17年度から平成19年度の指標】 (処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導) a : 申出書等の処理状況の結果を2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った b : 申出書等の処理状況の結果を2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった c : 申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p>	<p>【特記事項】 達成度合 : 100.7% 97.7% (実績) ÷ 97% (目標) = 100.7%</p> <hr/> <p>【事業報告】 (再掲) ① 平成15年度 平成16年2月の標準処理期間内に処理された申出書等の割合は97.2%であり、翌3月にホームページで公表した。 ② 平成16~19年度 ア 毎年8月と2月に標準処理期間内に処理された申出書等の割合を調査し、その結果をそれぞれ翌月にホームページで公表した。 イ 期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、今後、申出書等の処理に当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。さらに、平成19年度においては、都道府県段階の業務受託機関が主催する市町村段階の担当者会議や研修会へ業務受託機関の依頼に応じ基金職員を講師として派遣し、返戻件数を減少させる上で注意すべき申出書等の作成方法について説明した。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>
<p>3 年金資産の安全かつ効率的な運用 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>○ 2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>		

年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

指標の総数：20
 評価aの指標数：20×2点=40点
 評価bの指標数：0×1点=0点
 評価cの指標数：0×0点=0点
 合計 40点 (40/40=100%)

A

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

◇(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用(年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う)
【平成15年度の指標】
 a：安全かつ効率的に運営を行った
 c：安全かつ効率的に運営を行わなかった
【平成16年度から平成19年度の指標】
 a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った
 c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった

【事業報告】

毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。
 ① 被保険者ポートフォリオ
 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。
 なお、平成15年11月より平成16年3月まで、運用環境が悪化した場合に平成15年度の付利原資として必要な総合収益を確保することを目的とした「運用環境の変化に備えた行動計画」(平成15年11月5日制定)に基づく暫定ポートフォリオによる運用を行った。
 ② 受給権者ポートフォリオ
 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。
 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ
 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。
 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ
 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。

15年度 a
 16年度 a
 17年度 a
 18年度 a
 19年度 a

(2) 資金運用委員会(役員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。)を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。

◇(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析(計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う)
【平成15年度の指標】
 a：運用状況、運用結果の評価・分析を行った
 c：運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった

【事業報告】

資金運用委員会を毎年度四半期毎に開催し、それぞれ、各年度、各四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。

15年度 a
 16年度 a
 17年度 a
 18年度 a
 19年度 a

		<p>た</p> <p>【平成16年度から平成19年度の指標】</p> <p>a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った</p> <p>b：計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった</p> <p>c：計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p>	
	<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>◇(3) 年金資産の構成割合の検証及び見直し (資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う)</p> <p>【平成15年度の指標】</p> <p>a：検証を行うとともに必要に応じて見直しを行った</p> <p>c：検証を行わなかった</p> <p>【平成16年度から平成18年度の指標】</p> <p>a：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した</p> <p>b：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかった</p> <p>c：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった</p> <p>【平成19年度の指標】</p>	<p>【事業報告】</p> <p>毎年度、資金運用委員会において政策アセットミックスの検証を行った。 平成19年度においては、基本方針の策定から5年余りが経過し、資金運用を取り巻く経済環境等が変化したことから、資金運用委員会において、政策アセットミックスの分析・検証を主な内容とする基本方針の見直しに関する審議を11回行い、新たな政策アセットミックスの策定等必要な見直しを行った。</p> <p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>

◇(3) 基本方針の分析・検証と見直し
 (資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う)
 a : 資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行った
 b : 資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行い見直しが必要とされたが、見直しを行わなかった
 c : 資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行わなかった

(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。

◇(4) 運用成績等の情報提供
 (計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について)
【平成15年度の指標】
 a : 年金資産に関する情報をHPで公開するとともに、加入者に運用結果を通知した
 b : 年金資産に関する情報のHP上での公開又は加入者への運用結果の通知のどちらか1つしか実施しなかった
 c : 年金資産に関する情報のHP上での公開、加入者への運用結果の通知のいずれにも実施しなかった
【平成16年度から平成19年度の指標】
 a : 年金資産に関する情報をHP上で公開するとともに加入者に運用結果を通

【事業報告】
 毎年度、各四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれホームページで公開した。
 また、加入者に対して、その者に係る前年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を毎年6月に通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

		知した b : どちらか一つしか実施し なかった c : いずれも実施しなかった		
4 制度の普及推進 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。	3 制度の普及推進	○3 制度の普及推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 24 評価 a の指標数 : 22 × 2 点 = 44 点 評価 b の指標数 : 2 × 1 点 = 2 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 46 点 (46 / 48 = 96%)</p> </div>	A
	(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。	◇(1) 制度の周知 【平成15年度の指標】 (農業者年金制度への理解を得るため業務受託機関等が実施する加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動の推進) a : 制度の周知・普及活動を行った c : 制度の周知・普及活動を行わなかった 【平成16年度の指標】 a : 実施方針を策定し実施した b : 実施方針を策定したが実施しなかった c : 実施方針を策定しなかった 【平成17年度の指標】 a : 実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行い、新規加入者数が前年度より5%以上増加した b : 実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行った	【事業報告】 ① 業務受託機関における取組 毎年度、市町村段階の業務受託機関においては、加入対象者名簿の作成及び更新を行い、制度を周知すべき対象者を明確にするとともに、その中から政策支援対象者など重点対象者を定めて、研修会、巡回相談会及び戸別訪問等を通じた制度の周知・普及活動を行った。 平成18年度には、都道府県段階の受託機関において加入要件を満たす農業者が相当数あるにもかかわらず、相対的に加入実績が少ない1市町村・1J Aを定め、集中的に加入推進活動を行う「加入推進特別対策事業」を実施した。 ② 基金における取組 ①の取組を推進するため、年度当初に「政策支援対象者を重点とした制度の周知」等を内容とした「重点事項」を定め、それを踏まえた取組方針「農業者年金加入推進について」を都道府県段階の業務受託機関へ通知し、周知活動の徹底と市町村段階の業務受託機関への支援・協力を要請した。 さらに、10月に全国6か所で開催したブロック会議において、都道府県段階の業務受託機関の担当者及各受託機関の活動状況及び今後の取組について意見交換し、さらなる制度の周知に向けた推進活動を要請した。 また、 ア 旧制度の被保険者であった者で政策支援の加入対象となる者(15千人)、重点市町村の加入対象者(7.9千人)及び認定農業者情報に基づく認定農業者に対し制度の周知を、新制度に未加入の旧制度待期者及び特例脱退一時金受給者(9,728人)に対し加入を呼びかけるダイレクトメールの送付 イ 市町村長及びJ A組合長へ加入推進の支援要請	15年度 a 16年度 a 17年度 b 18年度 a 19年度 b

が、新規加入者数は前年度と変わらなかった（増加率：△5%未満～5%未満）

c：実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行ったが、新規加入者数は前年度より5%以上減少した

【平成18年度の指標】

a：実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行い、新規加入者数が前年度より10%以上増加した

b：実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行ったが、新規加入者数は前年度と変わらなかった（増加率：△10%未満～10%未満）

c：実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行ったが、新規加入者数は前年度より10%以上減少した

【平成19年度の指標】

（「加入者10万人早期達成のための3カ年計画」実現のための重点対象者に対する制度の周知・普及活動の推進）

a：新規加入者数が3カ年計画の目標の90%以上であった

b：新規加入者数が3カ年計画の目標の50%以上90%未満であった

c：新規加入者数が3カ年計画の目標の50%未満であった

ウ 全国農業担い手サミット、JAの全国大会、「農山漁村女性の日」記念行事、女性農業者リーダー全国会議等でのパンフレット配布等による制度PR

エ 地方農政局広報誌等及び農業関係誌等への制度PRの掲載

オ 担い手育成総合支援協議会の担い手育成・確保運動を通じた制度PRと加入推進活動の要請

カ 農業共済組織や普及組織等に対し、各種制度と連携した制度PRと加入推進活動の協力要請

キ 農業関係新聞へ制度の理解促進と加入推進のための広告記事の掲載（17年度2回、18年度10回、19年度14回実施）

ク 制度の普及・定着に向けて、加入推進の実践的な活動事例を広く周知するための優良加入推進活動に対する顕彰の実施（18年度25機関、19年度25機関）

ケ 制度のイメージアップのための愛称及びキャッチフレーズの制定

コ 新規就農希望者を対象としたイベントでの相談コーナー設置等による制度PR等を行った。

③ 加入者10万人早期達成3カ年計画

平成21年度までに加入者10万人を達成するため、全国段階の業務受託機関等と連携しつつ、平成19年度からの「加入者10万人早期達成3カ年計画」を策定した。

平成19年度には、「3カ年計画」に基づいて「平成19年度加入推進特別対策」を実施し、地域における加入推進活動の指導的リーダーとなる加入推進部長（農業委員・JA役職員など）を設け、加入推進部長を対象とした特別研修会を全国15会場で開催（参加人数1,487人）した。

さらに、ア 特別研修会用のテキストとして新たに「加入推進用ハンドブック」の作成

イ 全国農業会議所と共催して都道府県農業会議事務局長会議を5月及び9月に開催し本特別対策の事業を円滑に行うための連絡調整や意見交換

ウ 年度後半における加入推進活動を本格化させるため11月に理事長名による「加入推進取組のお願い」の加入推進部長への送付を行い、「3カ年計画」の年度別・地域別の数値目標の実現にむけて関係機関・団体が一丸となって加入推進活動を実施した。

○新規加入者数 (単位：人)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1,584	1,613	1,653	2,296	4,173

○新規加入者を含む一人当たりを使用している業務委託費

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
業務委託費（千円）	2,312,005	2,273,629	2,320,777

うち制度普及活動費（千円）	428,242	425,268	561,828
旧制度受給権者数（人）	675,768	652,352	626,181
旧制度待期者数（人）	129,431	110,725	103,679
新制度加入者累計（人）	81,713	83,972	88,103
計	886,912	847,049	817,963
一人当たりの委託費（円）	2,607	2,684	2,837

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

◇(2) 利用者の立場に立った資料の作成と公表

【平成15年度の指標】

（現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成）

- a：資料を作成・公表した
- c：資料の作成・公表をしなかった

【平成16年度の指標】

（現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料の作成とわかりやすい運用指針の策定）

- a：制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成するとともにわかりやすい運用指針を策定した
- b：どちらか一方しか行わなかった
- c：行わなかった

【平成17年度から平成19年度の指標】

（現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料の作成・配布）

- a：制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成し配布した

【事業報告】

業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成・配布した。

（作成・配布した資料）

- ・制度普及のリーフレット（毎年度、平成18年度においては3種類）
- ・農業者年金の運用に関するリーフレット
- ・のうねん加入推進事例集（冊子）
- ・農業者年金の運用状況に係るリーフレット（毎年度）
- ・新しい農業者年金の魅力を語る（冊子）
- ・新農業者年金を評価する（冊子）
- ・老後生活を支える農業者年金（ビデオ）
- ・農業者年金関係用語集（冊子）
- ・農家と年金（プロも認める新農業者年金の有利性）（冊子）
- ・農業者年金を受給するには〔現行制度・旧制度〕（パンフレット）（毎年度）
- ・支給停止除外事由等早見表（カレンダー付下敷）
- ・制度普及のチラシ（平成18年度、平成19年度）
- ・国が支える。安心が大きくなる担い手積立年金（ビデオ・DVD）
- ・国が支える。安心が大きくなる担い手積立年金（ミニのぼり旗）

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

- b : 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成したが、配布しなかった
- c : 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成しなかった

【平成16年度から平成19年度の指標】

(被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに、付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付)

- a : 被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付した
- b : どちらか一方しか実施しなかった
- c : 実施しなかった

【事業報告】

被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、
① 新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。

○被保険者証の交付実績 (単位:人)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
605	1,709	1,687	2,372	4,283

② 毎年度6月に「運用(付利)結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。

16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件(過去2カ年の平均)以上のアクセス件数となるようにする。

◇(3) ホームページ掲載情報提供の定期的な更新等

【平成15年度の指標】

(情報の内容を毎月更新)

- a : 情報内容の更新の達成度が100%以上であった
- b : 情報内容の更新の達成度が70%以上100%未満であった
- c : 情報内容の更新の達成度が70%未満であった

【平成16年度から平成19年度の指標】

(年1回以上の内容の見直しと情報の毎月1回以上の更新)

- a : 情報内容の更新の達成度が100%以上であった
- b : 情報内容の更新の達成度

【事業報告】

ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用等に関する情報を公開した。また、より分かり易く、使い易いホームページとするため、多様な閲覧者が必要な情報を容易に検索できるように、文字の大きさ、色遣いに配慮しつつ、掲載情報を各ジャンルごとに整理する等のリニューアルを毎年度行った。

○ホームページの更新項目数等 (単位:回、件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
更新項目数	82	92	143	159	157
アクセス数	25,027	82,431	102,347	136,264	174,672

【特記事項】

達成度合: 100%以上(情報内容の更新)

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

		<p>合が70%以上100%未満であった</p> <p>c : 情報内容の更新の達成度が70%未満であった</p> <p>【平成15年度の指標】 (15年度下半期で9,000件以上のアクセス件数)</p> <p>a : アクセス件数の達成度が100%以上であった</p> <p>b : アクセス件数の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c : アクセス件数の達成度が70%未満であった</p> <p>【平成16年度から平成17年度の指標】 (18,000件以上のアクセス件数)</p> <p>a : アクセス件数の達成度が100%以上であった</p> <p>b : アクセス件数の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c : アクセス件数の達成度が70%未満であった</p> <p>【平成18年度から平成19年度の指標】 (前年度以上のアクセス件数)</p> <p>a : アクセス件数の達成度が100%以上であった</p> <p>b : アクセス件数の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c : アクセス件数の達成度が70%未満であった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(再掲)</p> <p>○ホームページの更新項目数等 (単位：回、件)</p> <table border="1" data-bbox="1182 424 1944 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新項目数</td> <td>82</td> <td>92</td> <td>143</td> <td>159</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>アクセス数</td> <td>25,027</td> <td>82,431</td> <td>102,347</td> <td>136,264</td> <td>174,672</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】 達成度合：100%以上（アクセス件数）</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	更新項目数	82	92	143	159	157	アクセス数	25,027	82,431	102,347	136,264	174,672	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																	
更新項目数	82	92	143	159	157																	
アクセス数	25,027	82,431	102,347	136,264	174,672																	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>◎第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>中項目の総数：1 評価Aの指標数：1×2点＝2点 評価Bの指標数：0×1点＝0点 評価Cの指標数：0×0点＝0点</p>	<p>A</p>																		

<p>の改善に資するものとする。</p>			<p>合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>【当該評価に至った経緯等】 法人の中期計画項目である「財務内容の改善に関する事項」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計を行った結果、中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たって、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価としなかった。</p>
		<p>○第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>指標の総数：6 評価aの指標数：6×2点=12点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 12点 (12/12=100%)</p> <p style="text-align: right;">A</p>
	<p>旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。</p>	<p>◇貸付金債権の適切な管理・回収 【平成18年度の指標】 ◇貸付金債権の適切な管理・回収(農地等担保物件の評価の見直し) a：農地等担保物件の評価の見直しを行った b：農地等担保物件の評価の見直しが不十分だった c：農地等担保物件の評価の見直しを行わなかった</p> <p>【平成15年度の指標】 (貸付金債権の管理・回収) a：計画どおり債権分類・担保物件の評価の見直しを行うこと等により適切な管理・回収を行った c：計画どおり債権分類・担保物件の評価の見直し等を行わず適切な管理・回</p>	<p>【事業報告】 平成15年度及び平成18年度に融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権のすべての担保物件について、登記事項証明書を取得するなどして確認し評価の見直しを行った。</p> <p>18年度 a</p> <p>【事業報告】 毎年度、すべての貸付金債権について、前年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務委託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。</p> <p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a</p>

収を行わなかった
【平成16年度から平成19年度の指標】

- (貸付金債権の管理・回収)
 a : 債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った
 b : 債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分だった
 c : 債権分類の見直しを行わなかった

○債権の管理・回収状況

(各年度末現在、単位：件、百万円)

年 度	農地等割賦売渡債権		農地等取得資金貸付金		計		年度末残高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成15年度	48	363	213	1,760	261	2,123	1,503	9,440
平成16年度	65	394	200	1,617	265	2,011	1,238	7,429
平成17年度	49	289	190	1,401	239	1,690	999	5,739
平成18年度	41	145	138	1,074	179	1,219	820	4,520
平成19年度	19	96	127	826	146	921	674	3,599

19年度
a

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

【当該評価に至った経緯等】

「長期借入金」について、各事業年度の大項目がすべてA評価であることから、大項目の評価結果はAとする。なお、大項目の評価を行うに当たっては、要因を分析した結果、S評価としなかった。

A

◎（長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ）

【平成15年度の指標】

(長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ)

- a : 極力有利な条件での借入れを行った
 c : 極力有利な条件での借入れを行わなかった

【平成16年度～19年度の指標】

(長期借入金をするに当たり、

【事業報告】

法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、低利かつ市中金利情勢等を反映した借入れとするため、平成15年度は公表されている直近の5年利付国債の市場流通利回りに+45bpのスプレッドを加算した利率で、平成16年度以降は金利競争入札による極力有利な条件での借入れを行った。

15年度
A
16年度
A
17年度
A
18年度
A
19年度
A

(単位:百万円)

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	プライムレート
H16.2.9	信金中央金庫ほか6行	30,072	0.955%	H21.2.6	
H16.3.26	信金中央金庫ほか6行	1,087	1.030%	H21.3.24	
H17.2.9	北洋銀行 東京支店	19,340	0.635%	H22.2.5	1.55%
H18.2.9	北洋銀行 東京支店	12,700	0.948%	H23.2.4	2.00%
H18.3.28	山梨中央銀行	580	1.220%	H23.2.4	2.10%
H19.2.8	みずほコーポレート銀行	19,700	1.377%	H24.2.6	2.30%
H19.11.8	みずほコーポレート銀行	16,400	1.328%	H24.11.6	2.20%
H20.2.7	山梨中央銀行	18,800	1.010%	H25.2.5	2.15%
H20.2.7	みずほコーポレート銀行	18,900	1.144%	H25.2.5	2.15%

市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ)

- a : 極力有利な条件での借入を行った
- b : 極力有利な条件での借入を行わなかった
- c : 不利な条件での借入を行った

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

◎第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

中項目の総数 : 1
 評価Aの指標数 : $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$
 評価Bの指標数 : $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$
 評価Cの指標数 : $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$
 合計 2点 ($2 / 2 = 100\%$)

【当該評価に至った経緯等】

法人の中期計画項目である「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計を行った結果、中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価としなかった。

A

○第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

指標の総数 : 10
 評価aの指標数 : $10 \times 2 \text{点} = 20 \text{点}$
 評価bの指標数 : $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$
 評価cの指標数 : $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$
 合計 20点 ($20 / 20 = 100\%$)

A

【平成15年度の指標】

(事業費及び一般管理費の削減に係る取り組み(支出の削減についての具体的方針及び実績等))

- a : 取組は十分であった
b : 取組はやや不十分であった

c : 取組は不十分であった

※なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。

【平成16年度の指標】

◇(1) 支出削減の取り組み(事業費及び一般管理費の削減に係る取り組み(支出の削減についての具体的方針及び実績等))

- a : 取組は十分であった
b : 取組はやや不十分であった

c : 取組は不十分であった

※なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。

【平成17年度から平成19年度の指標】

- a : 取組は十分であった
b : 取組はやや不十分であった

c : 取組は不十分であった

※なお、本指標の評価にあつては、

①中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。

②業務の効率的な運営の観点から、連絡事務所や委

【事業報告】

一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、平成14年度比13%抑制する計画に対し、実績では16.0%の抑制を達成した。

事業費については、基幹業務記録システム及び電子情報提供システム等の一般競争入札の実施、計画的な物資の調達等により経費を節減し、平成14年度比13%以上抑制する計画に対し、実績では21.1%の抑制を達成した。

(単位：千円)

	14年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率
一般管理費	1,660,933	1,444,510	△13.0%	1,395,891	△16.0%
事業費	3,310,842	2,712,302	△18.1%	2,610,897	△21.1%

(単位：千円)

	14年度実績	19年度実績	抑制率
一般管理費	1,553,920	1,395,891	△10.2%
事業費	3,294,179	2,610,897	△20.7%

(参考)

○一般管理費及び事業費の実績

(単位：千円)

	17年度実績	18年度実績	19年度実績	増減率
一般管理費	1,377,700	1,335,946	1,395,891	1.3%
連絡事務所	59,014	56,751	54,168	△8.2%
事業費	2,789,128	2,702,353	2,610,897	△6.4%
委託費	2,560,438	2,333,306	2,346,295	△8.4%

- (注) 1 一般管理費が増加したのは、退職者が5名発生したこと等による。
2 委託費が増加したのは、加入推進特別対策の実施による。

(単位：千円)

	17年度実績	18年度実績	19年度実績	増減率
経常費用	4,192,187	4,071,377	4,207,101	0.4%
委託費	2,560,438	2,333,306	2,346,295	△8.4%
連絡事務所経費	59,014	56,751	54,168	△8.2%

- (注) 1 経常費用に年金給付費等は含まない。
2 連絡事務所経費は支出ベースである。

1 連絡事務所

○一般管理費の推移

(単位：千円)

連絡事務所名	人件費	その他一般管理費	一般管理費計
--------	-----	----------	--------

15年度 a
16年度 a
17年度 a
18年度 a
19年度 a

託業務の業務実績等を把握した上で評価するものとする。

北海道	H17	29,742	4,831	34,573
	H18	28,313	4,844	33,157
	H19	27,266	4,035	31,301
九州	H17	22,037	2,405	24,442
	H18	21,326	2,269	23,594
	H19	20,512	2,355	22,867
計	H17	51,779	7,235	59,014
	H18	49,638	7,113	56,751
	H19	47,778	6,390	54,168

○主な業務実績

業 務 名	北 海 道	九 州
行政機関及び受託機関等との連絡調整	【18年度】 ・ 86回 ・ 年金事務の指導 ・ 研修に関する事等	【18年度】 ・ 300回 ・ 年金事務の指導 ・ 加入推進 等
	【19年度】 ・ 72回 ・ 研修に関する事 ・ 加入推進 等	【19年度】 ・ 475回 ・ 研修に関する事 ・ 年金事務の指導 等
業務受託機関からの相談等（事務指導）	【18年度】 ・ 3,742回 ・ 経営移譲関係 ・ 資格関係 等	【18年度】 ・ 4,288回 ・ 支給停止関係 ・ 経営移譲関係 等
	【19年度】 ・ 3,407回 ・ 資格関係 ・ 経営移譲関係 等	【19年度】 ・ 4,811回 ・ 資格関係 ・ 支給停止関係 等

（単位：回、件）

連絡事務所名	研修会等講師派遣回数	申出書処理件数			
		旧制度	現制度	計	
北海道	H17	39	7,552	7,039	14,591
	H18	31	9,077	7,658	16,735
	H19	7	6,549	5,190	11,739
九州	H17	16	14,673	1,501	16,174
	H18	12	15,607	1,546	17,153
	H19	22	10,682	1,551	12,233

2 委託業務

(1) 農業者年金業務

(単位：件、人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
申出書処理件数	170,857	196,135	117,028
現行制度	37,807	37,697	18,404
旧制度	133,050	158,438	98,624
加入者等数	886,912	847,049	817,963
新制度加入者累計	81,713	83,972	88,103
旧制度受給権者	675,768	652,352	626,181
旧制度待期者	129,431	110,725	103,679

(2) 加入推進活動

① 農業委員会

○加入推進活動の内容

(単位：回)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
認定農業者研修会等	426	468	1,374
戸別訪問	2,493	4,065	3,371
その他(制度勉強会等)	2,271	2,733	2,427

② 農業協同組合

○加入推進活動の内容

(単位：回)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
認定農業者研修会等	387	209	523
戸別訪問	1,038	1,595	1,483
その他(制度勉強会等)	1,316	1,436	1,307

③ 都道府県農業会議

○農業委員会が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
開催数	518回	596回	448回
参集人数	26,199人	29,975人	21,696人
主な内容	業務担当者会議 新任担当者研修会	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)	業務担当者会議 新任担当者研修会

○特別相談活動事業			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
電話相談件数	17,421件	17,486件	18,456件
主な内容	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	522回	535回	856回
参集人数	9,224人	8,344人	14,307人

④ 都道府県農業協同組合中央会

○農業協同組合が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
開催数	194回	249回	252回
参集人数	9,687人	11,112人	10,292人
主な内容	業務担当者会議 新任担当者研修会	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)	業務担当者会議 新任担当者研修会

○特別相談活動事業

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
電話相談件数	6,475件	6,790件	6,281件
主な内容	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	308回	273回	391回
参集人数	4,082人	3,798人	4,268人

⑤ 平成18年度加入推進特別対策の実績

○加入推進特別対策の内容

主な活動内容

- ・農業委員、JAリーダーなど加入推進員を対象とした研修会
- ・農業委員、JAリーダーなど加入推進員等による戸別訪問
- ・認定農業者、家族経営協定締結者、青色申告者などの研修会での制度説明
- ・リーフレット・パンフレットの作成・配布（研修会、説明会、戸別訪問等で配布。広報誌等へ折込）

⑥ 平成19年度加入推進特別対策の実績

地区別加入推進班の整備のための巡回指導	377回
加入推進部長の設置数	2,197人
加入推進部長の指導的な活動実績	(活動時間、活動人数)
加入対象者の把握と絞り込み	6,268時間 1,047人
制度の普及PR	11,228時間 1,162人
各種会議での働きかけ	8,401時間 955人
戸別訪問の実施	14,839時間 1,300人
その他	1,685時間 169人
加入推進部長に対する特別研修	全国15箇所で開催 出席者1,437人
都道府県農業会議事務局長会議出席	46人

3 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、柏職員宿舎について平成20年度乃至平成21年度に売却することとした。

【特記事項】

- 1 柏職員宿舎については、利用率が低調であることと併せ、平成19年度末に入居者が退去したことにより、今後、独立行政法人通則法が改正された場合には、売却等の手続を取る。
- 2 監事監査において、保有資産の見直し状況について監査が行われ、売却までの間の維持管理について適正に実施されている旨の報告があった（平成19年度）。

【平成15年度の指標】

◇(2) 法人運営における資金の配分状況

（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）

- a : 効果的な資金の配分は十分であった
 b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった
 c : 効果的な資金の配分は不十分であった

この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務

【特記事項】

- 1 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較は別添を参照のこと。
- 2 各年度別運営費交付金債務残高

（単位：千円）

年 度	当該年度分	累 計 額
平成15年度	233,759	233,759
平成16年度	252,878	486,637
平成17年度	131,492	618,129
平成18年度	134,865	752,994
平成19年度	108,257	861,251

（注） 運営交付金の残高が平成19年度末で861,251千円とな

15年度
a
16年度
a
17年度
a
18年度
a
19年度
a

ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。

【平成16年度から平成18年度の指標】

◇(2) 法人経営における資金の配分状況

(人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)

a : 効果的な資金の配分は十分であった

b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった

c : 効果的な資金の配分は不十分であった

この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。

【平成19年度の指標】

(人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)

a : 効果的な資金の配分は十分であった

b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった

c : 効果的な資金の配分は不十分であった

この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。

また、
①予算、収支計画、資金計

っているのは、電算システムの開発を効率的に行ったこと等各種の取組により業務の効率化を図り経費を削減したことによる。なお、中期目標の期間の終了時点(平成19年度末)において、運営費交付金債務残額は独立行政法人会計基準第80第3の規定により全額収益化されているため、債務残高はない。

3 旧年金勘定において、当期純損失が生じているのは、自己財源(過去に貸し付けた権限の償還等)を旧年金等給付費に充当したためである(平成15~17年度、平成19年度)

また、農地売買貸借等勘定において、当期純損失が生じているのは、貸付金等の回収見込み額の減少により、貸倒引当金を繰り入れたためである(平成16~17年度)。

4 旧年金勘定において、当期純利益が生じているのは、特例脱退一時金給付額が予定を下回ったためである(平成18年度)。

また、農地売買貸借等勘定において、当期純利益が生じているのは、繰上償還により未払利息額が減少したこと(平成15年度)及び貸倒引当金戻入を行ったこと等によるためである(平成18年度)。

さらに、特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、農地売買貸借等勘定において、当期純利益が生じているのは、中期目標期間の終了により運営費交付金債務残額を全額収益化したことによるものである(平成19年度)。

5 平成19年度において5,299,862千円の利益剰余金が発生しているが、これは、毎事業年度において独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第1項または同条第2項の規定による整理を行ったことによるものである。

(内訳)

中期目標期間の終了による国庫納付額	1,003,718千円
農地売買貸借等勘定貸付金	3,303,743千円
旧年金給付費	495,767千円
農地等割賦売渡債権等	183,112千円
固定資産(土地、電話加入権、敷金)	158,195千円
その他	155,327千円

	<p>画の計画との比較</p> <p>②運営費交付金債務の残額、発生要因等</p> <p>③欠損金及び当期総損失並びに余剰金（積立金）及び当期総利益について、その額及び発生要因等を明らかにさせた上で、評価を行うものとする。</p>		
<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 れが遅延。</p>	<p>◎第5 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至 った理由等</p> <p>【平成15年度から平成19年度 の指標】 (当該年度に係る短期借入金 について、借入に至った理由、 使途、金額、金利、手続き、 返済の状況と見込み。借入が なかった場合は、本項目の評 価は行わない。)</p> <p>a：借入に至った理由等は適 切であった</p> <p>b：借入に至った理由等はや や不適切であった</p> <p>c：借入に至った理由等は不 適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経 緯、中期目標、中期計画に記 載されている事項以外の業務 等特筆すべき事項を併せて記 載する。</p>	<p>【短期借入金については、実績がなかったことから、評価の対象外】</p>	<p>15年度 — 16年度 — 17年度 — 18年度 — 19年度 —</p>
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>(1) 被保険者に対する情報 提供の充実</p> <p>(2) 制度の普及・啓発のた めの広報活動の充実</p> <p>(3) 電算システムの充実</p>	<p>◎第6 剰余金の使途 剰余金による成果</p> <p>【平成15年度から平成19年度 の指標】 (剰余金の使途について、中 期計画に定められた使途にあ てた結果、当該事業年度に得 られた成果)</p> <p>a：得られた成果は十分であ った</p>	<p>【剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外】</p>	<p>15年度 — 16年度 — 17年度 — 18年度 —</p>

	<p>b : 得られた成果はやや不十分であった c : 得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>		19年度 —
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>中項目の総数 : 1 評価Aの指標数 : $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 評価Bの指標数 : $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価Cの指標数 : $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$ 合計 2点 ($2 / 2 = 100\%$)</p> <p>【当該評価に至った経緯等】 法人の中期計画項目である「職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計を行った結果、中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価としなかった。</p>	A
	<p>○職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>指標の総数 : 10 評価aの指標数 : $10 \times 2 \text{点} = 20 \text{点}$ 評価bの指標数 : $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価cの指標数 : $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$ 合計 20点 ($20 / 20 = 100\%$)</p>	A
<p>(1) 方針 職員の採用に当たって</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針</p>	<p>【事業報告】 保険料の徴収等の事務を行う収納課と被保険者の資格審査等の事務を行う適</p>	15年度

<p>は、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。</p>	<p>【平成15年度から平成19年度の指標】 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった</p>	<p>用課とを統合し、課長職を1削減した。 資金運用に関する専門知識を有する者を3名採用した。 常勤職員数については、全体で5名削減した。</p>	<p>a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>
<p>(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の94.3%とする。 (参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,606百万円</p>	<p>◇(2) 人事に関する指標 【平成15年度から平成19年度の指標】 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。)</p>	<p>【事業報告】 期末の常勤職員数を82人とした。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a 18年度 a 19年度 a</p>

【総合評価】

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情 ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績 ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 	<p>評価結果：中期目標期間の業務については、順調に行われている（A）。</p> <p>1 評価に至った理由</p> <p>(1) 法人の中期計画項目について、各事業年度の中項目の評価結果を定められた評価基準に基づき集計した結果、すべての中項目についてA評価となったことから、全体として順調に業務が実施されていると判断し総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>大項目の総数：6 うちA評価の項目：6×2点=12点 B評価の項目：0×1点=0点 C評価の項目：0×0点=0点 合計 12点 (12/12=100%)</p> <p>総合評価結果：A</p> <p>2 業務運営に対する主な意見等</p> <p>全体として順調に業務が実施されていると考えられる。</p> <p>今後は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）及び中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた独立行政法人の見直しについて（平成19年12月24日行政改革推進本部決定）を踏まえ、新たな中期目標の達成に向けて業務を効率的・効果的に実施されたい</p> <p>【1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置】について</p> <p>① 一般管理費及び業務費の削減については、中期目標で定められた削減目標は達成されている。また、随意契約については、引き続き「随意契約見直し計画」に基づく一般競争入札への移行や契約審査委員会の活用により、入札及び契約等の適正な実施が望まれる。人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づき、経費の削減に努められたい。なお、給与水準については、平成24年度までに対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組まれたい。</p> <p>② 申出書等の簡素化による業務量の軽減や基幹業務記録システムのダウンサイジングによる経費等の削減（約4割）が実施されている。今後とも、事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営の効率化に努められたい。</p> <p>③ 組織運営の合理化については、計画どおり5名削減するとともに、コンプライアンス委員会が設置されている。今後とも、組織運営の合理化に努められたい。</p> <p>【2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置】について</p> <p>① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合については、適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、不突合の解消に向けた取組をより一層努められたい。また、農業者年金の加入申請時の申込者に対して付加年金の制度啓発を行うことにより、付加年金への未加入が解消されるよう業務受託機関に対し指導されたい。</p>

被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対して申出書等の提出が速やかに行われるよう一層の働きかけを行われたい。さらに申出書等の標準処理期間内での処理についても適切に行われたい。

- ② 年金資産の運用については、資金運用委員会において毎年度年金資産の構成割合の検証や四半期毎の運用状況等の評価・分析が実施されるとともに、四半期ごとの運用状況等がホームページ等で開示されている。また、平成19年度においては、経年による運用環境の変化に応じ、資産構成割合の見直しが適切に行われている。今後とも、年金資産の運用に当たっては、安全性・効率性を重視するとともに、被保険者等に対する運用結果の情報提供等に引き続き努められたい。
- ③ 制度の普及推進については、新規加入者数が中期目標期間中に毎年度増加している。特に平成19年度については、前々年度の2.5倍、前年度の1.8倍と過去の加入実績から大幅に増加している。
今後は、認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に勧めることを明確化した具体的な戦略プランを作成するなど、メリハリの効いた効率的・効果的な普及推進活動実施するなどし、「加入者10万人早期達成3カ年計画」を確実に達成されるよう努められたい。

【3 財務内容の改善に関する事項】について

すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しが行われ、農地等担保物件の見直しも中期目標期間中に2回行われており、適切に管理・回収が行われている。今後とも、適切に管理・回収を行われたい。

【4 長期借入金】

金利競争入札等により極力有利な条件で借入れが行われている。今後とも、極力有利な条件で借入れを行われたい。

【5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画】について

- ① 予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成している。なお、業務委託費については順調に経費が削減（対平成14年度比約3割削減）されている。今後は、業務受託機関における委託業務の実施状況を業務実績報告書等により的確に把握するとともに、その実施状況や効果の検証を行い、業務委託費全体の計画的な削減を図られたい。また、北海道と九州にある地方連絡事務所については、計画どおり廃止されたい。
- ② 約53億円の利益剰余金が発生しているが、これは、毎事業年度において独立行政法人通則法第44条第1項または第2項の規定による整理を行ったことによるものであり適切である。また、運営費交付金債務については、全額収益化され国庫返納されている。
- ③ 柏職員宿舎については、適切に減損会計が行われている。今後、独立行政法人通則法が改正された場合は、速やかに売却等の手続を取られたい。

【6 短期借入金の限度額】について

中期目標期間中に、短期借入金の実績がなかったことから、評価を行わなかった。

【7 剰余金の使途】について

中期目標期間中に、剰余金の使途の実績がなかったことから、評価を行わなかった。

【8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項】について

職員の人事に関する計画については、資金運用に関して専門的知識を有する者を採用する一方、常勤職員数が計画どおり5名削減されている。次期中期目標期間中においても常勤職員数を極力縮減し、経費の縮減を図られたい。

予算、収支計画及び資金計画の実績との対比表

1 平成15～19年度予算及び決算

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	989,495	895,313	19,998	10,485	83,588	74,370	887,265	812,017	8,970	10,013
運営費交付金	18,248	18,151	2,532	2,290	4,543	5,110	10,411	10,111	762	639
国庫補助金	17,286	7,982	17,286	7,982	0	0	0	0	0	0
国庫負担金	675,328	653,834	0	0	0	0	675,328	653,834	0	0
政府補給金	883	746	0	0	0	0	0	0	883	746
借入金	192,114	137,579	0	0	0	0	192,114	137,579	0	0
保険料収入	77,288	66,691	0	0	77,286	66,684	2	7	0	0
運用収入	995	1,674	160	205	834	1,469	0	0	0	0
貸付金利息	1,289	1,112	0	0	0	0	2,172	1,858	1,289	1,112
農地売渡代金等収入	5,951	7,486	0	0	0	0	0	0	5,951	7,486
諸収入	112	58	4	4	8	9	16	15	84	29
特例付加年金被保険者経理より受入	0	0	16	5	0	0	0	0	0	0
農業者老齢年金被保険者経理より受入	0	0	0	0	917	1,098	0	0	0	0
農地売買貸借等勘定より償還金	0	0	0	0	0	0	5,951	7,486	0	0
旧年金経理より受入	0	0	0	0	0	0	1,270	1,126	0	0
支出	896,816	820,495	2,552	2,115	8,355	7,708	887,265	812,374	8,970	9,872
業務経費	834,002	758,202	1,595	1,229	6,533	5,645	827,710	753,354	8,510	9,547
うち農業者年金事業給付費	1,305	605	0	0	1,305	605	0	0	0	0
旧年金等給付費	817,739	744,073	0	0	0	0	817,739	744,073	0	0
還付金	2,094	1,317	0	0	1,582	1,085	512	232	0	0
年金事業相談活動費	1,021	873	0	0	0	0	1,021	873	0	0
その他の業務経費	11,863	11,333	1,579	1,224	2,729	2,858	7,168	7,050	386	203
借入償還金	56,047	56,047	0	0	0	0	56,047	56,047	0	0
一般管理費	2,514	2,219	197	256	343	600	1,688	1,242	285	121
人件費	4,233	4,028	759	631	1,478	1,462	1,821	1,731	175	204
特例付加年金受給権者経理へ繰入	0	0	16	5	0	0	0	0	0	0
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	0	0	0	0	917	1,098	0	0	0	0
旧年金業務経理へ繰入	0	0	0	0	0	0	1,270	1,126	0	0
旧年金勘定への償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	5,951	7,486
旧年金勘定への支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172	1,858

2 平成15～19年度収支計画及び実績

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
費用	935,386	848,027	20,535	11,409	83,938	81,005	830,046	755,131	3,040	2,149
經常費用	886,934	836,748	20,535	11,409	83,938	80,286	781,594	744,448	868	605
人件費	4,233	4,008	759	628	1,478	1,455	1,821	1,723	175	203
業務費	785,863	751,785	1,628	1,837	5,861	8,309	777,987	741,366	386	273
一般管理費	2,514	2,093	197	235	343	551	1,688	1,210	285	98
減価償却費	155	308	18	39	18	89	98	149	21	31
給付準備金繰入	94,170	78,553	17,932	8,670	76,237	69,883	-	-	-	-
財務費用	48,452	10,516	-	-	-	-	48,452	10,516	2,172	1,539
雑損	0	758	-	-	0	718	0	164	0	3
臨時損失	0	5	-	-	-	-	0	3	0	1
収益	929,433	841,277	20,535	11,593	83,938	81,205	824,092	747,762	3,040	2,385
運営費交付金収益	18,248	17,542	2,532	2,201	4,543	4,879	10,411	9,838	762	624
国庫補助金収入	17,286	7,790	17,286	7,790	-	-	-	-	-	-
国庫負担金収入	675,328	598,164	-	-	-	-	675,328	598,164	-	-
政府補給金収入	883	698	-	-	-	-	-	-	883	698
財源措置予定額収益	136,067	137,579	-	-	-	-	136,067	137,579	-	-
保険料収入	75,880	65,071	-	-	75,880	65,071	-	-	-	-
運用収入	4,185	12,706	695	1,562	3,490	11,144	0	0	0	0
貸付金利息収入	1,289	870	-	-	-	-	2,172	1,539	1,289	870
その他の収入	112	513	4	1	8	22	16	466	84	153
資産見返運営費交付金戻入	155	313	18	39	18	89	98	152	21	33
臨時利益	0	31	-	-	-	-	0	24	0	7
純利益	0	0	0	184	0	201	0	0	0	236
純損失	△ 5,954	△ 6,749	0	0	0	0	△ 5,954	△ 7,369	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	184	0	201	0	0	0	236
総損失	△ 5,954	△ 6,749	0	0	0	0	△ 5,954	△ 7,369	0	0

3 平成15～19年度資金計画及び実績

(単位:百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
資金支出	989,495	898,095	19,983	10,974	82,671	75,426	885,995	811,546	8,970	9,997
業務活動による支出	840,769	762,786	2,536	2,137	7,438	5,296	829,948	754,841	3,019	2,369
投資活動による支出	92,680	77,156	17,446	8,685	75,233	68,684	0	274	0	15
財務活動による支出	56,047	56,047	-	-	-	-	56,047	56,047	5,951	7,489
次期中期目標期間繰越金	0	2,106	0	151	0	1,446	0	384	0	124
資金収入	989,495	898,095	19,983	10,974	82,671	75,426	885,995	811,546	8,970	9,997
業務活動による収入	797,381	757,254	19,983	10,974	82,671	72,164	687,930	666,479	8,970	9,997
運営費交付金による収入	18,248	18,151	2,532	2,290	4,543	5,110	10,411	10,111	762	639
補助金等による収入	693,497	662,562	17,286	7,982	-	-	675,328	653,834	883	746
保険料収入	77,288	65,606	-	-	77,286	65,599	2	7	-	-
運用による収入	995	1,652	160	200	834	1,452	-	-	-	-
農地売渡代金等収入	5,951	7,481	-	-	-	-	-	-	5,951	7,481
貸付金利息収入	1,289	1,112	-	-	-	-	2,172	1,858	1,289	1,112
投資有価証券の売却による収入	0	0	0	501	-	-	-	-	-	-
その他の収入	112	690	4	1	8	2	16	668	84	19
投資活動による収入	0	3,262	-	-	0	3,262	5,951	7,489	-	-
財務活動による収入	192,114	137,579	-	-	-	-	192,114	137,579	-	-
借入金による収入	192,114	137,579	-	-	-	-	192,114	137,579	-	-